



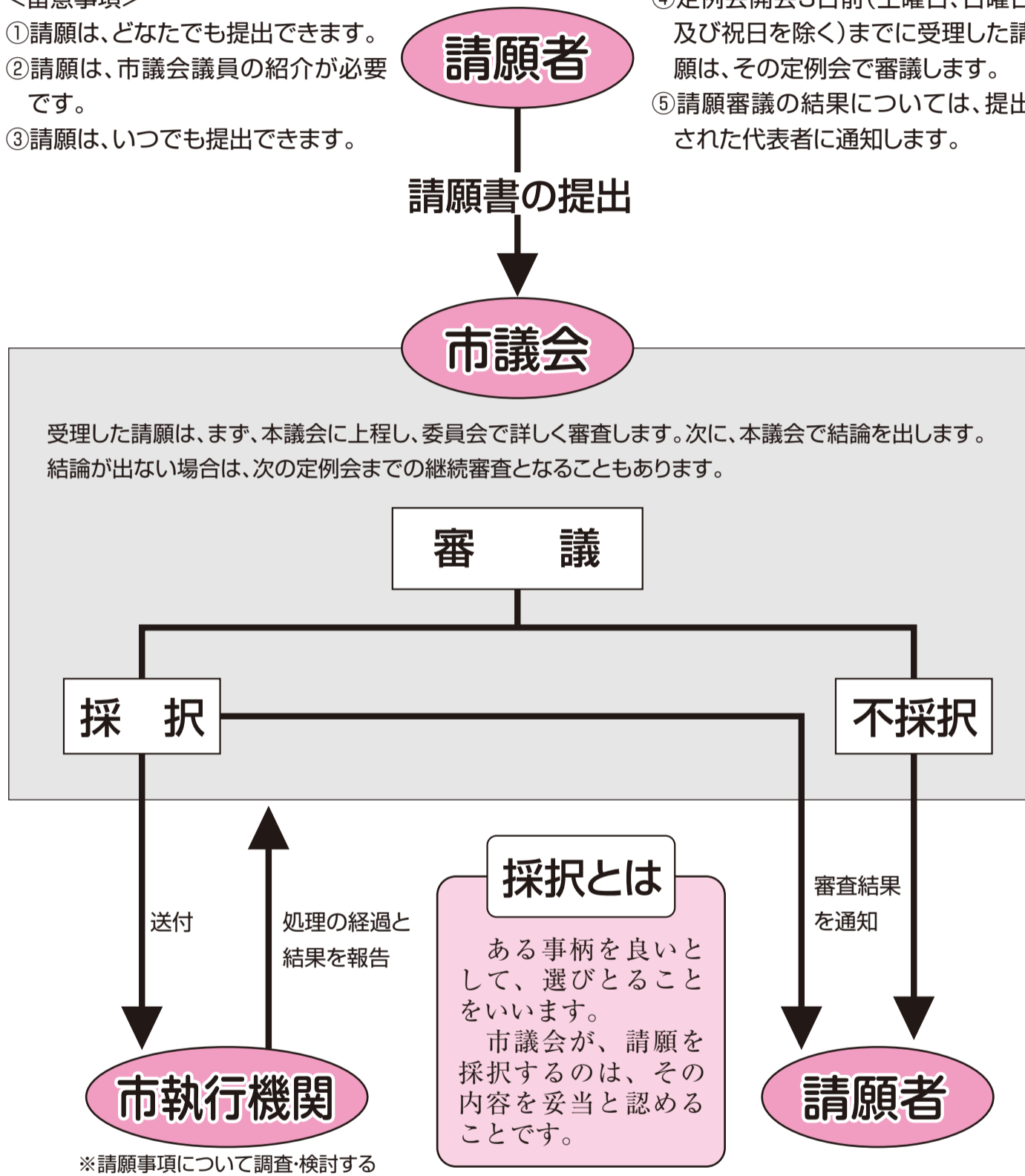
# — 請願審査のながれ —

請願は、市民の皆さんが、市政などについて直接、市議会に要望できる制度です。

### <留意事項>

- ① 請願は、どなたでも提出できます。
- ② 請願は、市議会議員の紹介が必要です。
- ③ 請願は、いつでも提出できます。

- ④ 定例会開会3日前(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに受理した請願は、その定例会で審議します。
- ⑤ 請願審議の結果については、提出された代表者に通知します。



### 請願書の書き方 (例)

〈表紙〉

〇〇〇〇に関する請願書

紹介議員  
氏名 ㊟

〈本文〉

件名 〇〇〇〇について  
要旨  
理由  
上記地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成〇年〇月〇日  
請願者  
住所  
氏名 ㊟  
外〇〇名

(あて先)  
八潮市議会議長

- (1) 請願は、紹介議員が必要ですが、1名でもかまいません。
- (2) 請願者の氏名欄については、必ず押印してください。
- (3) 請願には、次の関係書類を必ず添付してください。  
道路・建物等に関するもの(案内図・略図等に箇所を明記)
- (4) 左横書き(A4判)で作成してください。

※請願についてのお問い合わせは、  
八潮市議会事務局議事調査課 ☎996-2111(内線277)へ